

都筑区公告第 85 号

公 示 送 達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である（法施行地でない）ので、国民健康保険法第78条及び地方税法第20条の2の規定により公示送達する。送達する書類は当区役所保険年金課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 8年 9月 17日

横浜市 都筑区長 佐々田 賢一

送達を受けるべき者	氏名又は 名 称	別紙のとおり
送達する 書 類 名	横浜市国民健康保険料督促状 令和 8 年度 6 月期分	
	横浜市国民健康保険料督促状 令和 8 年度 7 月期分	
(注意) 地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定により、掲示を始めた日から 起算して 7 日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。		

都 筑 区

森 信幸

坂井 哲也

松崎 正之

中山 理那

HOMNIAM UTHAI

松居 悠麻

LI AN SHUN

小林 大祐

三谷 孝彦

清水 亜由佳

後藤 瀬奈